相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区蒲生町四丁目五四番地、最後の住所大阪府大阪市都島区都島南通一丁目一四番三号　被相続人　亡　福本　啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市中央区北浜二丁目五番一三号北浜平和ビル四階

相続財産清算人　弁護士　中村　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市四郷町見野一〇二〇番地、最後の住所兵庫県小野市広渡町二三番地

被相続人　亡　中村　至人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

兵庫県加東市社五三五番地四

相続財産清算人　司法書士　本多　義博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区東雲一丁目一四番、最後の住所広島市南区東雲一丁目一四番三二号

被相続人　亡　藤原　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島県山県郡北広島町南方二一九九番地、最後の住所広島県山県郡北広島町南方一七五〇番地

被相続人　亡　大坪　文信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島市中区中町七番一六号ポレスター広島三階　パソ・ア・パソ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　滑川　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町南方二一九九番地、最後の住所広島県山県郡北広島町南方一七五〇番地

被相続人　亡　大坪　文信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島市中区白島中町一七番一七号

相続財産清算人　司法書士　並川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市吉津町四〇四番地、最後の住所広島県福山市水呑町三新田一丁目三八九番地

被相続人　亡　田嶋　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島県福山市駅家町大字万能倉七三四番地四―二―A　相続財産清算人　佐藤　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字沖宇部三一一番地、最後の住所山口県宇部市東芝中町三番五号

被相続人　亡　寄能　玉江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

山口県宇部市松山町一丁目四番一号　前田法律事務所　相続財産清算人　前田　琢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市大畠九五〇番地、最後の住所山口県柳井市大畠一二七七番地

被相続人　亡　村田美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

山口県岩国市錦見一丁目三番六一―二号

相続財産清算人　山本　健吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡上関町大字室津七四九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　明石　孝作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

山口県岩国市山手町一丁目一六番一〇号山手町ビル六〇一号

相続財産清算人　弁護士　山近　繁之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市福島一丁目三三〇番地、最後の住所徳島県徳島市徳島本町二丁目二二番地一

被相続人　亡　橋岡　照男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

徳島県徳島市寺島本町東三丁目一二番地六

徳島駅前濱口ビル二F

相続財産清算人　弁護士　篠原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市鷹子町三九七番地、最後の住所愛媛県松山市南吉田町一八七二番地二

グループホームしょうせきあいあい

被相続人　亡　宮本　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

愛媛県松山市宮田町一〇八番地九　梶田ビル四階　加地法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加地　繁行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市長浜四九八六番地、最後の住所高知市宝永町九番一三号

被相続人　亡　竹林　瞳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

高知市本町四丁目一番一六号　高知電気ビル八階　行田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西森やよい

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市大字原六九六番地二〇、最後の住所福岡県太宰府市観世音寺六丁目一五番一一号　被相続人　亡　城　カヲリ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番一六号

相続財産清算人　司法書士　西中　義桂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市界一丁目二四番地二、最後の住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷三七七七番地五フォーレツインキャッスル一三〇四号

被相続人　亡　服部　圭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

長崎市万才町六番三三号高木ビル三階司法書士法人吉田合同事務所

相続財産清算人　司法書士　吉田　修司

第16期決算公告

令和８年11月12日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番１号

株式会社ＣＯＡＳＳ

代表取締役　牧　広史

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,497
	固定資産	239
	合計	12,736
負債及び純資産の部	流動負債	16,784
	固定負債	31,592
	株主資本	△35,639
	資本金	5,000
	利益剰余金	△40,639
	その他利益剰余金	△40,639
	（うち当期純利益）	(667)
	合計	12,736